

提出書類一覧

提出書類		留意事項	チェック
1	産業廃棄物搬入承認申請書	○押印は不要です。 ※搬入者コードは、現在お持ちの承認書に記載されています。 ※業種名は「日本標準産業分類（総務省）」の細分類を記入してください。	<input type="checkbox"/>
2	適正搬入申出書	○押印は不要です。	<input type="checkbox"/>
3	【法人の場合】 登記事項証明書	○発行から 3ヶ月以内 の原本を提出してください。 注)申請者住所と排出事業場が異なる場合、別に事業場の所有権を有する事の証明書類	<input type="checkbox"/>
4	【個人事業者の場合】 住民票	○発行から 3ヶ月以内 の原本を提出してください。 注)申請者住所と排出事業場が異なる場合、別に事業場の所有権を有する事の証明書類	<input type="checkbox"/>
5	性状分析証明書 (汚泥・燃え殻・ばいじん・鉱さい)	○【別紙1】の項目を分析した証明書で、 3ヶ月以内 に発行されたものを提出してください。分析方法は、【別紙2】を参照してください。	<input type="checkbox"/>
6	【自己運搬の場合】 自動車検査証の写し (電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し)	○ディーゼル規制適合車であることを確認してください。 ○粒子状物質減少装置を装着している場合は、装着証明書の写しも提出してください。	<input type="checkbox"/>
7	【自己運搬の場合】 運搬車両の写真	○運搬車両の前面と側面の写真(カラー) ※「写真貼付台紙」を使用	<input type="checkbox"/>
8	【自己運搬で空車計量が必要な場合】 東京都埋立処分場 産業廃棄物搬入車両の車両重量計量申請書	○空車計量が必要な車両は、脱着装置付車両、車両総重量が10t以上の車両、補強等をした車両です。 ※脱着装置付車両を使用する場合は、使用するコンテナ等を特定するための表示をつけた上で空車計量を行ってください。複数のコンテナ等を使用する場合は、コンテナ毎に空車計量が必要になります。詳しくは受入担当と事前に相談してください。 ○事前に所要事項を記入の上、写真を添付した車両計量重量申請書及び車両重量計量票を中防産廃受付ゲートに持参して空車重量を計量し、更新申請時に提出してください。 ○前回の申請時に使用した車両計量重量申請書と車両重量計量票の写しでも可としますが、計量日が 3年以内 のものに限ります。	<input type="checkbox"/>
	車両重量計量票	○都埋立処分場で計量済みのもの	
9	【収集運搬を委託する場合】 収集運搬業許可証の写し	○委託する産業廃棄物収集運搬業者の「収集運搬業許可証」の写し	<input type="checkbox"/>
10	産業廃棄物発生工程図 (フロー図)	○同封した書類のほか、同様の内容が書かれていれば独自様式でも結構です。	<input type="checkbox"/>
11	廃棄物と保管場所の写真 (写真貼付台紙)	○搬入廃棄物の写真(カラー) (撮影日が 6ヶ月以内 のもの)。 ①保管場所の写真(掲示板も写す) ②保管している状態の写真 ③廃棄物そのものの写真(色、形状がわかるもの) } 各1枚以上	<input type="checkbox"/>
12	レターパック 又は 返信用封筒と切手	○返信先住所を記入した レターパックライト か、A4サイズ対応の封筒(角形2号)に、副本等の重量分の切手を貼付してください。 ※承認書、搬入カード他、注意事項等の必要なご案内をお送りいたします。	<input type="checkbox"/>

注) 証明書に記載がない場合、申請者と事業場の関係が客観的に確認できる書類(例:事業場の賃貸借契約書や公共料金の領収書等の写し)

- (1) 原則、**郵送**での申請になります。
- (2) 申請書類は必ず必要事項をご記入のうえ、正副各1部を提出して下さい。
- (3) 搬入をやめる場合は、「廃止届」をご提出ください。

★問合せ先★

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 受入担当
Tel 03-5388-3588 (直通) Fax 03-5388-1381